

有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則の一部改正について

1 改正の趣旨

平成 26 年 1 月予定の次期システムリプレース時に、決済照合システムにおいて新サービスの提供を行うことに伴い、別紙のとおり「有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則」の一部を改正することとする。

2 改正の概要

(1) 貸株取引に係る手数料の改正について

a 約定照合手数料

| 業務フロー等 | 徴収対象者 | 現 行 | 改正後 |
|---------------|----------------------|--------|--------|
| 二者間センタ・マッチング型 | 売買報告データを送信する利用者 | 25 円/件 | 22 円/件 |
| 三者間センタ・マッチング型 | 運用指図データを送信する利用者 | 5 円/件 | 5 円/件 |
| | 売買報告データを送信する利用者 | 25 円/件 | 22 円/件 |
| | 売買報告承認データを送信する利用者 | 30 円/件 | 27 円/件 |
| スルー型 | 運用指図データを送受信する利用者 | 5 円/件 | 5 円/件 |
| | 売買報告データを送信する利用者 | 20 円/件 | 17 円/件 |
| | 売買報告承認データを送信する利用者 | 20 円/件 | 17 円/件 |
| 運用指図サポート対象外型 | 売買報告データを送信する利用者 | 20 円/件 | 17 円/件 |
| | 売買報告承認データを送信する利用者 | 20 円/件 | 17 円/件 |
| プロパー取引型 | 売買報告データを送信する利用者 | 20 円/件 | 17 円/件 |
| | 売買報告承認データを送信する利用者 | 20 円/件 | 17 円/件 |
| 必要担保金額照合データ | 必要担保金額照合データを送受信する利用者 | - | 13 円/件 |

b 決済照合手数料

| 徴収対象者 | 現 行 | 改正後 |
|-------------------------------|-----|--------|
| 決済金額自動計算機能（※1）利用者（SS I（※2）利用） | - | 17 円/件 |
| 決済金額自動計算機能非利用者（SS I 利用） | - | 14 円/件 |
| 決済金額自動計算機能利用者（SS I 非利用） | - | 28 円/件 |
| 決済金額自動計算機能非利用者（SS I 非利用） | - | 25 円/件 |

（※1）決済金額は利用者側で任意に設定できる項目であるが、貸株取引における決済金額については約定段階では決済金額が確定していないという実態に鑑み、決済金額を機構側で自動的に計算し設定する機能を提供するもの。

（※2）SS I (Standing Settlement Instruction) : 機関投資家等の決済条件を登録するデータベース。国内取引においては、約定照合されたデータとSS I を利用することにより、自動的に決済指図データが作成される。

c その他

一般振替DVP制度における貸株DVP決済に関する手数料については、別途、株式会社ほふりクリアリングにおいて定めることとなる。

(2) その他新サービスに係る手数料の制定について

a 株式（売買取引）に関する二者間センタ・マッチング型に係る手数料

| 徴収対象者 | 現 行 | 改正後 |
|-----------------|-----|--------|
| 売買報告データを送信する利用者 | - | 18 円/件 |

b 国債、一般債及び短期社債の貸借取引に関する三者間センタ・マッチング型に係る手数料

| 徴収対象者 | 現 行 | 改正後 | |
|-------------------------------|----------------|--------|-------|
| 運用指図データを送信する利用者 | 運用指図配信サービス未利用型 | - | 5 円/件 |
| | 運用指図配信サービス利用型 | - | 8 円/件 |
| 売買報告データを送信する利用者 | - | 35 円/件 | |
| 売買報告承認データを送信する利用者 | - | 40 円/件 | |
| 短期社債の余資運用に関する運用指図データを送受信する利用者 | - | 5 円/件 | |

c 外国投資勘定データ送受信に係る手数料

| 徴収対象者 | 現 行 | 改正後 |
|--------------------|-----|------|
| 外国投資勘定データを送受信する利用者 | - | 5円/件 |

3 施行日

平成 26 年 1 月 6 日から施行する。

以 上

有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則の一部改正について

1 有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則（平成 15 年 2 月 1 日通知）（下線部分変更）

| 新 | | | 旧 | | | | |
|---|---|--|---|---|--|--|--|
| 別表（決済照合システム手数料表） | | | 別表（決済照合システム手数料表） | | | | |
| 1. (略) | | | 1. (略) | | | | |
| 料率 A | | | 料率 A | | | | |
| 区分 | 徴収対象者 | 徴収料率 | 区分 | 徴収対象者 | 徴収料率 | | |
| 基本料金 | (略) | (略) | 基本料金 | (略) | (略) | | |
| 約定照合手数料 | 各取引の業務フロー上、利用者が機構を通じて売買報告データを送信しあい照合を行う「二者間センタ・マッチング」型の場合の利用者 | (略) 対象有価証券等が国債等以外の場合 消費貸借契約に基づく取引 1件につき <u>22 円</u> 上記以外の取引 1件につき <u>18 円</u> (略) | 約定照合手数料 | 各取引の業務フロー上、利用者が機構を通じて売買報告データを送信しあい照合を行う「二者間センタ・マッチング」型の場合の利用者 | (略) 対象有価証券等が国債等以外の場合 消費貸借契約に基づく取引 1件につき <u>25 円</u> (新設) (略) | | |
| | | 各取引の業務フロー上、異なる複数の利用者のいずれかが機構に運用指図データを送信し、他のいずれかが機構に送信する売買報告データとの照合を行う「三者間センタ・マッチング」型の場合において次の(1)から(3)に掲げる利用者 | | | (略) | 各取引の業務フロー上、異なる複数の利用者のいずれかが機構に運用指図データを送信し、他のいずれかが機構に送信する売買報告データとの照合を行う「三者間センタ・マッチング」型の場合において次の(1)から(3)に掲げる利用者 | (略) |
| | | | | | (1) (略) | | (略) |
| | | | | | (2) 売買報告データを機構に送信する利用者 | | (略) 対象有価証券等が国債等以外の場合 消費貸借契約に基づく取引 1件につき <u>22 円</u> (略) |
| (3) 売買報告承認データを機構に送信する利用者 | (略) 対象有価証券等が国債等以外の場合 消費貸借契約に基づく取引 1件につき <u>27 円</u> (略) | (略) 対象有価証券等が国債等以外の場合 消費貸借契約に基づく取引 1件につき <u>30 円</u> (略) | | | | | |
| 各取引の業務フロー上、異なる複数の利用者のいずれかが機構に運用指図データを送信し、他のいずれかが機構に送信する売買報告データとの照合を行わない「スルー」型の場合において次の(1)から(3)までに掲げる利用者 | 各取引の業務フロー上、異なる複数の利用者のいずれかが機構に運用指図データを送信し、他のいずれかが機構に送信する売買報告データとの照合を行わない「スルー」型の場合において次の(1)から(3)までに掲げる利用者 | (略) | 各取引の業務フロー上、異なる複数の利用者のいずれかが機構に運用指図データを送信し、他のいずれかが機構に送信する売買報告データとの照合を行わない「スルー」型の場合において次の(1)から(3)までに掲げる利用者 | 各取引の業務フロー上、異なる複数の利用者のいずれかが機構に運用指図データを送信し、他のいずれかが機構に送信する売買報告データとの照合を行わない「スルー」型の場合において次の(1)から(3)までに掲げる利用者 | (略) | | |
| | | (1) (略) | | | (略) | | |
| | | (2) 売買報告データを機構に送信する利用者 | | | (略) 対象有価証券等が国債等以外の場合 消費貸借契約に基づく取引 1件につき <u>17 円</u> (略) | (略) 対象有価証券等が国債等以外の場合 消費貸借契約に基づく取引 1件につき <u>20 円</u> (略) | |
| | | (3) 売買報告承認データを機構に送信する利用者 | | | (略) 対象有価証券等が国債等以外の場合 消費貸借契約に基づく取引 1件につき <u>17 円</u> | (略) 対象有価証券等が国債等以外の場合 消費貸借契約に基づく取引 1件につき <u>20 円</u> | |

| 新 | | | 旧 | | |
|--|--|---|---|--|---|
| 各取引の業務フロー上、機構を通じて運用指図データの送信が行われない「運用指図サポート対象外」型の場合において次の(1)又は(2)に掲げる利用者 | (略) | (略) | 各取引の業務フロー上、機構を通じて運用指図データの送信が行われない「運用指図サポート対象外」型の場合において次の(1)又は(2)に掲げる利用者 | (略) | (略) |
| | (1) 売買報告データを機構に送信する利用者 | (略) 対象有価証券等が国債等以外の場合 消費貸借契約に基づく取引 1件につき 17円 (略) | | (1) 売買報告データを機構に送信する利用者 | (略) 対象有価証券等が国債等以外の場合 消費貸借契約に基づく取引 1件につき 20円 (略) |
| 各取引の業務フロー上、機構及び利用者に運用指図データの送信が行われない「プロパー取引」型の場合において次の(1)又は(2)に掲げる利用者 | (略) | (略) | 各取引の業務フロー上、機構及び利用者に運用指図データの送信が行われない「プロパー取引」型の場合において次の(1)又は(2)に掲げる利用者 | (略) | (略) |
| | (2) 売買報告承認データを機構に送信する利用者 | (略) 対象有価証券等が国債等以外の場合 消費貸借契約に基づく取引 1件につき 17円 (略) | | (2) 売買報告承認データを機構に送信する利用者 | (略) 対象有価証券等が国債等以外の場合 消費貸借契約に基づく取引 1件につき 20円 (略) |
| 利用者が機構を通じて基準価額データ、外国投資勘定データ、設定・解約口数データ、受渡代金データ、必要担保金額照合データ、短期社債等の余資運用に関する運用指図データの送受信を行う場合において次の(1)から(4)に掲げる利用者 | (略) | (略) | 利用者が機構を通じて受渡代金データ、基準価額データ、設定・解約口数データの送受信を行う場合において次の(1)から(3)に掲げる利用者 | (略) | (略) |
| | (1) 基準価額データ、外国投資勘定データ、設定・解約口数データ、短期社債等の余資運用に関する運用指図データを機構に送信する利用者 | 基準価額データ、外国投資勘定データ、設定・解約口数データ、短期社債等の余資運用に関する運用指図データ送信に係る件数 1件につき 5円 (略) | | (1) 基準価額データ、設定・解約口数データを機構に送信する利用者 | 基準価額データ、設定・解約口数データ送信に係る件数 1件につき 5円 (略) |
| | (2) 受渡代金データ、必要担保金額照合データを機構に送信する利用者 | 受渡代金データ、必要担保金額照合データ送信に係る件数 1件につき 13円 (略) | | (2) 受渡代金データを機構に送信する利用者 | 受渡代金データ送信に係る件数 1件につき 13円 (略) |
| | (3) 基準価額データ、外国投資勘定データ、設定・解約口数データ、短期社債等の余資運用に関する運用指図データを機構から受信する利用者 | 基準価額データ、外国投資勘定データ、設定・解約口数データ、短期社債等の余資運用に関する運用指図データ受信に係る件数 1件につき 5円 (略) | | (3) 受渡代金データ、基準価額データ、設定・解約口数データを機構から受信する利用者 | 受渡代金データ受信に係る件数 1件につき 13円 基準価額データ、設定・解約口数データ受信に係る件数 1件につき 5円 (略) |
| | (4) 受渡代金データ、必要担保金額照合データを機構から受信する利用者 | 受渡代金データ、必要担保金額照合データ受信に係る件数 1件につき 13円 コピーデータ受信に係る件数 1件につき 3円 | | (新設) | (新設) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

| 新 | | | 旧 | | |
|-----------------------|-----------------------------|---|-----------------------|-----------------------------|--|
| 決 済 照 合 手 数 料 | 国内取引に係る決済条件等の照合を行う利用者 | | 決 済 照 合 手 数 料 | 国内取引に係る決済条件等の照合を行う利用者 | |
| | 登録決済情報により決済指図データを機構が作成する場合 | (略) 対象有価証券等が一般債、短期社債等以外の場合 決済金額自動計算機能を利用する場合 1件につき 17 円 上記以外の場合 1件につき 14 円 | | 登録決済情報により決済指図データを機構が作成する場合 | (略) 対象有価証券等が一般債、短期社債等以外の場合 1件につき 14 円 (新設) |
| | 登録決済情報により決済指図データを機構が作成しない場合 | (略) 対象有価証券等が国債等以外の場合 決済金額自動計算機能を利用する場合 1件につき 28 円 上記以外の場合 1件につき 25 円 | | 登録決済情報により決済指図データを機構が作成しない場合 | (略) 対象有価証券等が国債等以外の場合 1件につき 25 円 (新設) |
| | (略) | (略) | | (略) | (略) |
| 統 合 W e b 端 末 利 用 料 金 | (略) | (略) | 統 合 W e b 端 末 利 用 料 金 | (略) | (略) |
| 料率 B | | | 料率 B | | |
| 区分 | 徴収対象者 | 徴収料率 | 区分 | 徴収対象者 | 徴収料率 |
| 基本料金 | (略) | (略) | 基本料金 | (略) | (略) |
| 約定照合手数料 決済照合手数料 | (略) | (略) | 約定照合手数料 決済照合手数料 | (略) | (略) |
| 統 合 W e b 端 末 利 用 料 金 | (略) | (略) | 統 合 W e b 端 末 利 用 料 金 | (略) | (略) |
| 2. ～11. (略) | | | 2. ～11. (略) | | |

2 附則

この改正規定は、平成 26 年 1 月 6 日から施行する。